

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和8年9月1日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院診療計画等について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束最小化の基準を満たしております。

施設基準承認事項

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、当院が九州厚生局長に届出を行い、承認を受けている事項は、以下の通りです。

基本診療料

継続的に賃上げに係る取組を実施している
保険医療機関の基準
電子的診療情報連携体制整備加算 3(外来)
電子的診療情報連携体制整備加算 2(入院)
精神病棟入院基本料 3
精神科急性期治療病棟入院料 1
診療録管理体制加算 2
特殊疾患入院施設管理加算
看護配置加算
看護補助加算 1（看護補助体制充実加算 1）
精神科身体合併症管理加算
精神科慢性身体合併症管理加算
精神科救急搬送地域連携紹介加算
口腔管理連携加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
データ提出加算 1, 3
精神科急性期医師配置加算 2 - ロ

特掲診療料

薬剤管理指導料
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
精神科退院時共同指導料 1・2
経頭蓋磁気刺激療法
児童思春期支援指導加算 1
心理支援加算
早期診療充実体制加算 2
通院・在宅精神療法の注 13
認知療法・認知行動療法 1
精神科作業療法
精神科ショート・ケア[大規模]
精神科デイ・ケア[大規模]
抗精神病特定薬剤治療指導管理料
医療保護入院等診療料
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料（47）

その他

入院時食事療養（Ⅰ）
酸素の購入単価

入院基本料等に関する事項

第1病棟(38床)では、1日に9人以上の看護職員(看護師、准看護師)、4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	8人以内	19人以内
看護補助者一人当たり	10人以内	－

第2病棟(45床)では、1日に9人以上の看護職員(看護師、准看護師)、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	9人以内	23人以内
看護補助者一人当たり	9人以内	－

第3病棟(57床)では、1日に12人以上の看護職員(看護師、准看護師)、6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	8人以内	29人以内
看護補助者一人当たり	10人以内	－

第4病棟(58床)では、1日に12人以上の看護職員(看護師、准看護師)、6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	8人以内	29人以内
看護補助者一人当たり	10人以内	－

第5病棟(43床)では、1日に9人以上の看護職員(看護師、准看護師)、5人以上の看護補助者が勤務しています。また、当病棟は特殊疾患入院施設管理加算を算定しているため、1日に13名以上の看護要員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	9人以内	22人以内
看護補助者一人当たり	15人以内	43人以内
看護要員一人当たり	7人以内	15人以内

第6病棟(53床)では、1日に11人以上の看護職員(看護師、准看護師)、6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	8:15～16:15	16:15～8:15
看護職員一人当たり	8人以内	27人以内
看護補助者一人当たり	9人以内	－

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

なお、自己負担額については以下の通りです。

対 象 者	負 担 額
一般（住民税課税世帯）	1 食 550 円
平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 3 月 31 日までに継続して 1 年以上精神病床に入院しており、平成 28 年 4 月 1 日以降も引き 続き入院している一般所得区分の方	1 食 270 円
住民税非課税世帯の方（低所得Ⅱ）	1 食 270 円
上記のうち、過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 食 220 円
住民税非課税世帯に属し、所得が一定基準に 満たない 70 歳以上の高齢者（低所得Ⅰ）	1 食 130 円

特別療養環境室について

当院では、特別療養環境室への入室を希望される方に対して、以下の料金を徴収いたします。

【第 1 病棟】

室名	面積	料金(1 日あたり)
109 号室	7.63 m ²	3,500 円
110 号室	9.41 m ²	3,500 円
103 号室	9.05 m ²	1,100 円
104 号室	9.17 m ²	1,100 円
105 号室	8.79 m ²	1,100 円
107 号室	8.67 m ²	1,100 円
108 号室	9.10 m ²	1,100 円

【第 3 病棟】

室名	面積	料金(1 日あたり)
315 号室	8.63 m ²	1,100 円
316 号室	8.29 m ²	1,100 円
317 号室	8.25 m ²	1,100 円
318 号室	7.79 m ²	1,100 円

【第 4 病棟】

室名	面積	料金(1 日あたり)
414 号室	8.31 m ²	1,100 円
415 号室	8.74 m ²	1,100 円
416 号室	8.25 m ²	1,100 円

口腔管理連携加算に係る掲示について

当院では、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制を整備しております。

なお、当院が連携している歯科医療機関は以下の通りです。

- ふじさき歯科クリニック

福岡市南区若久 3 丁目 17-1

TEL092-551-5533

明細書に発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

予約に基づく診察について

当院では、主治医が必要と判断した場合、医師と協働しながら、公認心理師による心理カウンセリングを併用して治療を行うことがあります。

その際、予約に基づく診察料として、1回につき 2,750 円（税込）をいただきます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。変更となった場合は、その旨を十分に説明いたします。

医療 DX 推進体制について

当院は、医療 DX 推進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしております。

- 当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、無料で交付しております。

保険外負担金について

当院では、診断書をはじめ文書料や入院中に保険外でご負担いただく費用に関して、別紙にご案内しております。ご不明な点等ございましたら窓口にお気軽にお問い合わせください。

看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

当院では、下記の項目に取り組んでいます。

- 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- 看護職員と他職種との業務分担（薬剤師、作業療法士、臨床検査技師、管理栄養士）
- 多様な勤務形態の導入
- 短時間正規雇用の看護職員の活用
- 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮（夜勤の減免、時間単位の休暇制度、他部署等への配置転換）
- 月の夜勤回数の上限設定